

## 茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症との共存時代を見据え、新しい生活様式を踏まえた感染症の予防、消費者の利便性の向上及び事業者の生産性向上につながる、非接触型のキャッシュレス決済端末等を導入し、又は拡充する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる企業をいう。第2第1号において同じ。）に対して、市が経費の一部を補助することにより、事業者の事業継続を支援し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ専ら市内で事業活動を行っている中小企業者。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有している者、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者を除く。
- (2) 本補助金の交付申請書を提出する時点で創業している者。
- (3) 市内で事業継続の意思がある者。
- (4) 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいることを市長が認める者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の規定に該当する事業を営んでいないこと。

### (補助対象経費)

第3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内事業所においてキャッシュレス決済端末等の導入又は拡充に要した別表に掲げる品目に係る経費であり、市長が別に定める日以降に発生し、かつ、市長が別に定める日までに支払いをしたものとする。ただし、消費税額及び地方消費税額、送料、振り込み手数料、ポイント等利用額を除く。

- 2 国、大阪府又は他の機関から補助金等の交付決定があった、若しくは交付申請中である品目は、本補助金の申請品目から除くものとする。

(補助金額)

第4 補助金の額は、第3の補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、同一年度内に交付を受けることができる補助金の額は、1事業者につき100,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。なお、申請は1事業者につき同一年度内に1回とする。

(1) 補助金交付申請明細書

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 本補助金の交付申請を行う品目に係る領収書・レシート(内訳が分かるもの)等支払の額を証する書類

(4) 本補助金の交付申請を行う品目がキャッシュレス決済に用いられていることがわかる使用状況を確認できる写真

(5) 市内事業所の所在地を確認できるもの

(6) 創業後、確定申告時期が未到来の場合は、法人設立(開設)届出書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請は次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 窓口で提出する方法

(2) 郵送による方法

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査するほか、必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に速やかに通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、本補助金の交付決定を受けた事業所若しくは補助対象経費を使用する事業所等に立ち入り、補助対象経費の適正な使用状況若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかねばならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(管理及び処分の制限)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の目的に反して使用し、転売し、譲渡し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

(補助金の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(不正な行為等への対応)

第14 市長は、第13の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めて、その返還を命じるものとする。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年8月1日から実施する。

#### 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後にする申請に係る補助金について適用し、同日前にした申請に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 別表（第3関係）

区分	対象品目
①決済端末 ※非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	据置型端末（レジ周辺に据え置くもの） モバイル型端末（持ち運びできるもの） モバイル決済端末（有線・無線で汎用端末に接続して使用するもの） 必要なソフトウェア の購入・設定経費その他市長が必要と認める経費
②レジスタ	レジスタ本体（キャッシュレス決済端末と接続して一体的に使用するもの） ※レジスタ本体と切り離しのできないキャッシュドロアを含む 必要なソフトウェア 接続ケーブル（決済端末との接続に使用するもの） の購入・設定経費（決済端末との接続に必要となる経費を対象とし、レジスタの基本的な設定（品目登録など）は対象外） その他市長が必要と認める経費

③汎用端末	タブレット、スマートフォン（専ら決済サービスのために使用するもの） の購入経費その他市長が必要と認める経費
④附属品	バーコードリーダー ディスプレイ（決済価格表示用） レシートプリンター 設置に必要な金具等 の購入経費その他市長が必要と認める経費
⑤設置費	機器据付に必要な設置費用経費（据付、配線工事費） その他市長が必要と認める経費

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

市内事業所所在地

商号（法人名）

代表者

㊟

※自署の場合は押印不要

茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付申請書

茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金を次のとおり申請します。

1 申請者の情報

法人番号（法人のみ）		資本金（法人のみ）	
【法人】本社所在地（市外に本社がある場合のみ）			
【個人】代表者の自宅住所			
従業員数		業種	
開業年月日		電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請額

円

様式第2号（第5関係）

誓約書

私は、キャッシュレス決済導入支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

1 私は、下記の補助対象者の要件のいずれにも該当します。（□にチェックしてください。）

中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者（みなし大企業を除く。）である。

今後も茨木市内で事業を継続する。

本補助金の交付申請品目について、国、大阪府又は他の機関が実施する補助制度の交付決定があった、若しくは交付申請中である品目が含まれていない。

本補助金の交付申請中、又は交付決定を受けたものを補助金の目的に反して使用し、転売し、譲渡し、貸し付け、廃棄し、又は担保にしない。また、市内事業所にて当該品目を活用する。

性風俗関連特殊営業を営んでいない。

2 私は、下記のいずれにも同意します。（□にチェックしてください。）

申請内容について、市からの問い合わせや資料の提供等の求めがあれば誠実に応じ、補助金交付審査のため、市が事業実態等の確認を行うこと。

市が市税等の課税及び納税状況について関係機関に照会すること。

申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合または補助金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、補助金を返還すること。

申請内容に不備があった場合に、市が指定する期日までに追加書類の提出等がないとき、市税の滞納等が判明し、滞納等解消に向けての取組みが確認できない場合で市が指定する期日までに納付がないとき、申請者と連絡が取れず審査ができないときなど、不相当と認められたときは、市が当該補助金の交付申請に対して不交付決定として処理すること。

以上

（あて先）茨木市長

年 月 日 市内事業所所在地  
事業所名  
代表者名

Ⓜ

（自署の場合は押印不要）

代表者の生年月日 年 月 日

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
商号（法人名）  
代表者 様

茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金  
は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

年 月 日

茨木市長

印



様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
商号（法人名）  
代表者 様

茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金について、不交付と決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長



様式第5号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

市内事業所所在地

商号（法人名）

代表者

㊞

（押印必要）

茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信金・その他		金融機関コード					
支店名	支店・支所		支店コード					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								